

展示会名称：

中国環境博覧会

IE expo China 2019

場所：上海新国際博覧センター

開催期間・時間帯：

2019年4月15日～4月17日（月～水）

2019年4月15日～16日 09：00～17：00

2019年4月17日 09:00～16:00

主催：

中国環境科学学会

中華全国工商業連合会環境サービス業商会

独メッセ・ミュンヘン・インターナショナル・グループ

中貿ミュンヘン展覧（上海）有限公司

連絡先：

中貿ミュンヘン展覧（上海）有限公司

上海市徐匯区楓林路 388 号楓林国際大廈 17 層

電話：(+86 21)2352-1111

FAX：(+86 21) 2352-1088

メールアドレス：ie-expo@mmi-zhongmao.com

HP: www.ie-expo.cn

出展規約

以下に記される価格は全て実際の支払い額であり、増値税(付加価値税)を加算する必要はありません。

1 申込

申込には添付の申込用紙に記入の上、法的に有効な署名・捺印をした上で、最も速い方法で（申込期日までに）主催者に送付する。申込者は、申込用紙の控え（コピー）を1部保管するものとする。

申込期限は2019年3月14日とする。

申込により、出展者は主催者に対して本展示会への出展を希望したものと見なす。全ての展示品について、申込用紙に正確に記述するものとする。共同出展者は、共同出展申込用紙に全て明記し、単独出展者と同様に詳細に記入するものとし、不備のある申込用紙は受理しない。

パビリオン組織者の場合、当規約の定める出展者に該当しない。

2 出展許可を受けた展示品と出展者

国内外の生産企業やその中国子会社、生産企業より授権された輸入業者や取次販売事業者・代理販売事業者は出展者として認められる。出展通知で説明しない限り、共同出展者やその他代理団体は出展権を認められない。

総輸入事業者や授権された特別代理販売事業者は、その

生産企業が本展示会で展示しない機器・設備のみ展示できる。全ての展示品は、本展示会の出展範囲内にあるものとし、申込用紙に記入した名称・種類通りとする。許可・登録された展示品以外の、借り受け物品やリース物品は展示できない。主催者は最終決定権を有し、条件に合わない展示品を排除する権限を持ち、それに伴うリスク・費用は出展者が負うものとする。

出展者の出展範囲内にはないが、出展目的で使用される展示品（デモ用など）は例外とする。主催者は、特定の展示品を出展許可の範囲外とすることができ、出展許可には一定の条件を踏まえるものとする。

出展者は申込用紙を提出するとともに、出展規約とマニュアルを順守することを表明するものとする。

3 共同出展者及び代理出展業者（条項1、2を参照）

共同出展者は必ず書面による許可を得るものとする。許可された各共同出展者は、1800 元の出展費を納付する。

共同出展者とは、主たる出展者のブース内で他社製品を展示し、他社の派遣社員を配置するものを指す。この定義には同一企業グループ内の別企業や子会社も含まれる。代理企業や代理人は共同出展者と見なされない。

出展者自体も生産企業である場合、枠外代理事業者（注：英語表記は additionally represented companies）とは、出展者の商品やサービスの代理事業者を指す。出展者自体も販売業者であり、ある生産企業の製品を展示するだけでなく、他企業の製品・サービスも展示する場合、この企業は枠外代理業者とする。

枠外代理業者には出展権が認められない。

出展者に対する許可は、主催者と共同出展者または枠外代理事業者との契約の成立を意味しない。共同出展者は出展費の納付後に出展者としての地位が認められる。

出展者は必ず出展費を納付すること。主催者はその後に出展費の領収書(發票)を発行する。

メインとなる出展者(以下、主たる出展者)は、共同出展者やその代理企業が出展規約、マニュアル、展示会管理規定を順守するよう責任を持ち、自社の責任と同様に共同出展の相手企業の債務や不注意にも責任を持つものとする。共同出展者が主催者のサービスを直接使用する場合、主催者は主たる出展者にその費用を請求する権利を有する。主たる出展者は無限連帯責任を負う。事前に主催者の書面の同意がない場合、主たる出展者はブースの移動・換・分割はできず、またブースの全体または一部を第三者に提供してはならない。

4 出展費、抵当権

日本パビリオン 1 m²あたりの出展費：

a)室内ブース費用（最小面積は 9 m²）：2000 元/m²

2 階ブース費用は 1 階価格の 50%

b)この出展費には、展示スペースのレンタル費用のほか、主催者による相談や計画提案、広報業務、技術支援等のサービスも含まれる。(注：一切の装飾は含みません。パッケージブースメニューをお選び頂くか、装飾企業に委託するか、自社で行うなどしてください)。

面積の計算について、1㎡に満たない場合は1㎡に繰り上げて計算する。配分された床面積を基本とし、建築上の突出部分や柱、公共装置のコネクタ等の固定設備は計算に含まない。

主催者は出展申込用紙を受理した後、申請者の出展を認可する場合、請求書(付款通知)を発行する。出展者は、契約署名から7日以内にブース費用の50%を主催者の指定する口座に振り込み、残額は2019年3月14日までに支払う。2019年3月14日以降に出展申請をする出展者は、全額出展費用を支払うこと。

請求書に別途支払期限が付記されている場合を除き、各支払項目は直ちに支払うこと。出展費と認可済み共同出展者費用の支払いは、展示スペース確保の前提条件である。

出展者が主催者と契約の後、支払い義務を履行するまで、主催者は電気、水道、圧縮ガスの供給等の関連サービスを停止する権利を有する。特に過去に主催者への支払い義務不履行がある、または直ちに履行されていない場合に適用される。主催者の利益を守るため、主催者の展示スペースレンタルにより得た債権を元に、主催者は出展者の物品について抵当権を有する。出展者は、必ず展示済みまたは今後展示する物品の所有権について、適宜主催者に連絡するものとする。出展者が支払い義務を履行していない場合、主催者は展示品やブース設備を差し押え、競売や譲渡により売却でき、それに関する費用は出展者が負担する。この状況では、法律で認める差押え品の帰属に関する法律条項は失効する。主催者は本条項に基づき、差押えた展示品やブース設備の損失に対する賠償責任を負わないが、主催者の故意または重大な不注意による損失はその限りでない。

c) 室内展示区

ブース高さ：

一段ブースの設営・広告の高さは6mを超えてはならない。

二段ブースの設営・広告の高さは8.5mを超えてはならない。ブース内の一部が規定高さを超える設計については、主催者運営部門とプロジェクトチームに提出して審査を受け、ブースの位置と設計とを踏まえて、特例として許可するか否かを決定する。

ブースの設計・設営では、技術マニュアルを順守することとする。ブースが出展者や同社が指定する設営業者が設計したものであれば、ブース設計図を要求に応じて主催者に提出することとする。出展者の要求に応じ、主催者は提出された設計図(1式2部)を審査する。審査合格については特に通知しない。

二段ブース(技術マニュアル4.9を参照)や活動ブース、アーチ・階段・アームルーフ・ベランダ等を設けるブース、屋外ブース(技術マニュアル4.8を参照)など全てのブースは、いずれもブース設計設営審査に合格する必要がある。

4.5mを超えた室内一段特別設営ブース・室内二段ブースの設営は、出展者が雇用する、または主催者が推薦する国家一級公認建築士による審査を経なければならない。この認可は、ブースの展示場内における位置と敷地面積によって決定される。ブース設計図は、正面図、断面図、側面図、配線図、積載測定報告または積載計算、建築材料説明書からなる。規定の期日である設営開始の少なくとも8週間前までに、主催者運営部門に1式4部を提出して審査を受ける。

館内施工開始時より、二段ブースの二段目面積が30㎡を超える場合、上下段共に12㎡ごとに年度検査に合格した消火器を設置するものとする。ブースの構造物を展示館の構造物に吊り下げてはならない。ブース内の2本の主電線溝には重量物を置いてはならない。

主催者は出展規約に基づき、上述の規定に違反する行為に対応措置を採る権利を有する。主催者は状況を見てブース仕切りを建てるか否かを決定するが、これにより発生する費用は出展者が負うものとする。必要となる仕切り板やその他ブースの衝立(高さ2.5m)の申込用紙は主催者が送付する出展者マニュアルにある。隣接ブース側の壁面は清潔に保ち、隣接ブースの設計に影響を及ぼさないようにすることとする。

b) 屋外展示場

ブース高さ：

一段ブースの設営・広告の高さは6mを超えてはならない。

二段ブースの設営・広告の高さは8.5mを超えてはならない。館内施工開始時より、二段ブースの二段目面積が30㎡を超える場合は、上下段共に12㎡ごとに年度検査に合格した消火器を設置するものとする。屋外ブース設営の際の臨時家屋面積は1200㎡以下、2段以下でなければならない。

屋外ブースの設営には必ず事前に、主催者の同意と国家一級公認建築士の審査許可を受けなければならない。

屋外二段ブースの設営には出展者が雇用するまたは主催者が推薦する国家一級公認建築士の審査認可を受けなければならない。この認可は、ブースの展示場内の位置と敷地面積によって決定される。審査に必要な書類は申請用紙のほか、底層と上層の平面図、正面図、断面図、側面図、配線図、積載測定報告または積載計算、建築材料説明書であり、規定にある期限である設営開始8週間前までに、主催者運営部門に提出して審査を受ける。

設営装飾にあたり、特にブース設営期間には、展示場の関連規則を順守することとする。屋外展示場の水路カバー

や施設カバー上にブースを設営したり、重量物を置いたりしてはならない。ブース設営について、出展者は既存の供給パイプや配電盤などのスペースを残しておく。それらがブース内であれば、随時使用できるようにすることとする。地下工事については、主催者の運営部門が認可して初めて可能となる。展示会場の防護柵に隣接する出展者は、自社の目的で防護柵を使用してはならない。防護柵の外側で広告宣伝を行うことはできない。また会場内でのアドバルーンの使用は禁止とする。ブースが通路にまたがる出展者は、その通路上でのブース構造物や広告構造物、その他建築要素、展示品を設置してはならない。通路は出展用スペースではなく、通路上にいかなる広告措置も許可しない。

上述の規定に違反する行為について、主催者は出展規約に基づき対応措置を講じる権利を有する。

出展者の特別申請に基づき、出展費及び許可済みの共同出展費用の第三者による支払いを認める。その必要条件として、第三者は必ず関連の義務や主催者への支払いの不足分を担当する旨を表明し、かつ主催者はその第三者との合意を表明しなければならない。

出展者が会社名称や資本関係、住所の変更により領収書を再発行する必要がある場合、主催者に1回あたり500円と相応の税・費用を支払うものとする。また上述3種の修正が主催者の誤記による場合、出展者は修正費用を負担しない。第三者が支払いを全うできない場合、出展者が全負担する。

主催者は、出展規約に基づき上述の規定に違反する行為への対応措置を取る権利を有する。出展者の希望に応じ、主催者はブース仕切り板を設置することができ、その費用は出展者が負担する。仕切り板やその他のパネル（高さ2.5m）の予約申込書は主催者が配布する出展マニュアルに含まれる。隣のブースへの影響を避けるため、他ブース側に向ける仕切り板は必ず白色、無地とする。

5 支払条項（条項4を参照）

支払明細に明記された支払期限を必ず順守するものとする。必要な費用を全て期限内に支払うことが、展示スペース確保や展示会カタログ掲載、施工証・出展者IDバッジ発行の前提条件となる。申込者または出展者は、その他費用（技術サービス、広告宣伝資料など）に関する確認通知と請求書を受領した後、早急に支払いを済ませるものとする。出展者は口座振込（注：中国語表記は「転帳」）で人民元にて、主催者が発行した請求書の合計金額を支払うものとし、手数料（振替時の銀行振替費、手数料）は出展者・申請者負担とする。口座番号の情報は次の通り。

振込先：中貿慕尼黑展覽（上海）有限公司

口座銀行：农行上海曹溪支行

口座番号：03329600040037631

振込時には出展者名や展示会名、請求書番号を明記するも

のとする。

6 出展契約

出展者の申込書提出をもって契約の意思と見なす。出展申込の認可または却下については、適切な時期に書面で回答する。許可された出展資格は譲渡できない。主催者が書面で出展者の出展を許可した後、出展契約が発効する。主催者と出展者との契約は、出展の確認がなされた時点で成立する。

契約に基づき、主催者は展示場内に出展者のブースを配置する権利を有する。主催者が提供する展示ブーススペースは、申請用紙に記載された内容と若干異なる場合がある。出展者がそれを不服とする場合、1週間以内に主催者にその意を伝えることとし、さもなければそれを受け入れたものとみなす。

その他、展示場の配分、特に近隣ブースの配置は、開催前に変更可能である。主催者は、会場スペースの通路や会場出入口についても再調整し、会場の設営構造を変更する権利を有する。

この場合の変更について、出展者は主催者に意見を述べることはできない。出展契約とブース配分が発効した後、主催者はスペース配分を変更でき、特に出展者が契約した展示スペースの位置や形式、規模、大小を変更する場合がある。以下の原因による変更は必然と見做す。①安全や公共の秩序のための変更、②展示会への出展予約が一定以上となり、より多くの出展者が参加することによる変更、③展示会設備やスペースをより効率よく使用するためのスペースの移動や変更—である。しかしこれらの変更は、出展者に受け入れられると思われる範囲内で実施される。上述の措置によりブース面積が縮小される場合、主催者は出展者に面積縮小による差額分を返金する。上記以外について、主催者はさらなる責任を負わない。出展者が自社の展示スペースを使用しない、または法律や当局の関連規定、出展規約、技術マニュアルの規定に違反したことで、展示スペースの使用時に損害が発生した場合、同出展者は出展費の全額負担に加え、同社自身や法定代表者、職員による損害分を主催者に賠償する。法律により契約の権利を取消または停止されていない場合を除き、出展者は権利を行使できない。

出展確認書に出展者が提出する権益保護・条件、その他の特別な希望（ブース位置や競合他社の近隣排除、ブースの設営・設計等）が明記されていれば、主催者はそれを考慮する。ブースの配分は、主催者の要求や一般条件、主催者が自主決定した商業展示会分類体系に応じて行うものであり、申し込みの順番とは無関係である。

出展者は必ず認められる法的訴求権を持たないが、その主張が法律に基づく場合はこの限りではない。主催者への支払い義務を履行していない出展者、例えば以前に未履行の義務がある、または展示会場使用規定や出展規約に違反

した出展者には、再度の出展権は与えられない。出展権が、出展者の不正確または不完全な記載により得たものである、または記載後に出展者が出展権の条件を満たさなくなった場合、主催者は通知なく契約を解消する、または契約関係を終了させる権利を有する。

7 契約解除

法律で定められた契約解除の権利を除き、出店者は本契約を解除する権利を持たない。出展者がこの契約を解除すると表明した場合、契約解除権の有無に関わらず、同企業は今回の展示会出展を完全に放棄したものとす。出展者に展示ブース契約を解除する権利はないが、取り消しを表明すれば、今回の展示会出展を完全に放棄したと見なされ、主催者はそのブースを再配分する、或いは自ら使用することができる。出展者には契約解除の権利はないが、契約解除を行う場合は100%の出展費用を支払う義務を有する。

出展者が期限内に支払い義務を履行できない場合、主催者は契約を解除する権利を有する。ここでいう期限内とは、5日間の余裕を持って決めた支払期日に、出展者が支払い義務を履行していない状態を指す。出展者が違約し、**出展費の50%の前金**を支払っていない場合、この条項が適用される。出展者が契約の規定する義務を無視した場合、例えば主催者の権利や法律が保護する内容・利益を尊重するという規定を守らなかった場合、主催者も契約を解除する権利を有し、かつ主催者は契約を順守する必要はない。前述の状況下では、主催者は契約を解除する権利を有し、かつ出展者に支払予定の出展費を補償金として要求できる。

8 不可抗力による展示会中止

不可抗力または他の制御可能な範囲を超える状況（停電など）の理由で、主催者が一時的または長期的に1つまたは複数の展示スペースを撤去、または展示会を延期・短縮せざるを得なくなった場合、出展者は取り消しや契約解除する権利を行使できず、主催者に対して賠償請求する、特に損害賠償を要求するいかなる権利も持たない。主催者が不可抗力または他の制御可能な範囲を超える状況のために展示会を中止する場合、または主催者にとってこの展示会開催が不適切になり展示会を中止する場合、主催者は以上の理由で展示会を中止したことによる出展者への損害や不利な影響に対する責任を負わない。

9 ブース設営、人員配置、撤収

a) 室内展示区：

2019年4月13日 正午12時よりブース設営を開始。

2019年4月17日(木) 午後10時までに撤収を完了。

b) 展示物輸送及びブース設営用の全車両は、設営最終日2019年4月14日午後6時までに、室内展示区と屋外展示場から撤収するものとする。その後も室内・屋外の展示場に留まっている展示物輸送及びブース設営用の車両は主

催者により排除され、それによるリスクと費用は出展者が負うこととする。設営は遅くとも午後6時までに終了するものとする。主催者運営部門の書面での許可を受けた場合の例外を除き、延長は認められない。事前の入館が必要な出展者は、別途費用を支払う必要がある。具体的な情報は後日公表する。

出展者は設営と撤収の時間を順守するものとする。規定の設営時間の最終日までに使用されていない展示ブースは、主催者が任意に処理できるものとする。展示会への参加許可を得た出展者は、今回の展示会に参加する義務を有する。展示会の規定の開放期間内に、ブースには適切な設備と適切な人員を配置するものとする。特に出展者は、展示開放期間中、ブースに十分な人員を配置するものとする。展示会終了の2019年4月17日午後4時以前には、出展者は展示品の移送やブース撤去はできない。出展者が本規定に違反した場合、主催者は4500元の賠償金を要求する権利を持つ。展示会一般開放期間中、①出展者が不適切な人員を配置した、②整っていないまたは未許可の物品を展示した、③展示会終了時間前にブース撤去した、④その他の出展規約に違反した場合、主催者は今後、同出展者の出展を禁止する権利を有する。ただし、これは条項7（契約解除）に基づく契約解除の権利行使を妨げるものではなく、また主催者にもたらしたあらゆる損失に対する賠償要求の権利を妨げるものでもない。

10 ブース設計及び設備（技術マニュアルを参照）

設営作業員の設営・撤収期間中の施工証については、必要な数に応じて一定の料金を徴収する。施工証は、設営・撤収期間のみ有効であり、一般開放期間はこの施工証では入館できない。施工証は、授権されていない第三者、例えば出展者と永続的または臨時の雇用関係のない第三者に譲渡してはならない。

11 安全措置

設営・撤収期間中に展示場に入入りする者は必ずヘルメットを着用するものとする。高さ2m以上の場所で作業する作業員はヘルメットと安全ベルト着用の上、その他必要な安全措置をとって落下物による危険を防ぐものとする。

12 技術的設置とその他の規定

指定の期日前に、主催者が用意した電器設備・部品、給水、排水、電信設備等の申請用紙に記入して提出すれば、その申請は考慮される。用紙には全ての使用する配線・接続項目の費用を記載する。

床に敷設された配線は、パイプやブリッジを設置して保護することとし、出展者が申請した電源と施設で必要となる配線保護費用は出展者が負担する。費用は実際の消費量で計算する。展示会場での建築構造物の設営は、使用する

資材の性能（注：資材強度など）に則したものとする。旋回アーム等の設備は規定に沿って固定する。安全上の理由で、アーム上に広告やその他の物品を掛けることを禁ずる。

13 展示会場使用後の原状回復

展示会場で指定時間内に撤収を終えた後、元の状態でブーススペースを主催者運営部門に引き渡すものとする。展示会終了時、出展者は展示会のタイムテーブルに応じて、全ての資材、特にブースで使用した両面マットを適時撤去する。主催者は、指定のゴミ回収業者による余剰廃棄物（建築ゴミ、ボックスボード、パネル、段ボール、包装材料、印刷物等）の撤去費用を出展者に負担させる権利を有する。

14 設備機材の使用

主催者サービス事業者が用意した起重機、フォークリフト、作業台のみ使用が認められる。特別な状況では、主催者運営部門の同意を得るものとする。

15 キャタピラ車両の使用

平坦キャタピラを装着し道路上の走行が認められているキャタピラ車両は会場内に入ってもよい。主催者運営部門の同意の上で、館内への進入も認められる。出展者はこれにより発生した展示会場地面や館内床の損傷に関する一切の責任を負う。

16 販売規定

ブースでの直接販売、その他サービスの提供、商品発送は認められない。展示会終了後、出展した商品を購入者に発送できる。卸売業者、小売業者、専門バイヤーへの取引のみ認められる。

17 展示カタログ、ウェブサイト、見学者情報

主催者は展示カタログを出版し、専用ウェブページを作成し、出展者と見学者の情報を調べられるようにする。全ての出展者（共同出展、パビリオン含む）はこれらのメディアで、申込用紙に記載した社名・団体名のイニシャル順に掲載される。基本的な掲載内容は、出展者の社名、展示場番号、ブース番号であり、出展者・団体名称のイニシャル順に並べられる。出展者（共同出展、パビリオン含む）は、別の用紙に製品索引やその他展示方式について記述する。この申請用紙は適切な時期に申請者に送付する。主催者はこのリストやウェブサイト、見学者情報の正確性や完全性に対する責任を負わない。

法律、特に競争法の規定に基づき、出展者は展示カタログ上の広告、ウェブサイトのデータ、広告を見て来た見学者情報について責任を負う。第三者が一般の法律または競争法上の禁止事項に基づき主催者に権利要求を出した場合、広告掲載者は主催者がこれにより影響や損失（必要な法廷抗弁費含む）を受けないようにする。本条項は、出展

者の展示カタログ記載や主催者のウェブサイトデータ、見学者情報にも同様に適用する。

18 施工作業員と出展者証書

出展者はブース費や相応の共同出展費を納付した後、主催者は出展者証を渡す。

展示期間中、各出展者に以下の数の ID カードを無料で発行する。

屋内ブース			
展示面積 (㎡)	ID数	展示面積 (㎡)	ID数
12 - 17	5	55 - 100	30
18 - 26	10	101 - 400	40
27 - 54	20	401以上	最多50

出展者の ID カードの数は、共同出展や代理企業の参加により増やすことはない。規定以上の ID カードが必要な際は主催者に申し出て、一定の費用を納付する。ID カードは出展者にのみ配布し、第三者に移譲してはならない。

設営作業員の設営・撤収期間の施工証は、必要数に応じ一定の費用を納付する。施工証は設営・撤収期間中のみ有効であり、展示期間中は同証での入場はできない。施工証は、出展者と長期・臨時の雇用関係のない者など授権されていない第三者に渡してはならない。

19 通知

ブースが配分されれば、出展者に展示会の準備や手配に関するその他の詳細な情報を通知する。

20 変更

主催者は、技術面の手配や安全に影響を与える場合、変更や補充を行う権利を有する。

21 保証

いかなるブースまたは展示場の瑕疵に関する申し立ても、展示会場入場後、直ちに書面により主催者に提出することとし、遅くともブース設営の最終日までに提出し、主催者に問題を処理する時間を与えること。期限を過ぎた申し立ては認められず、出展者の主催者に対する賠償請求の権利も発生しないものとする。

22 責任と保険

主催者は、展示会の滞りない進行と各種安全面への配慮から、各出展者・ブース設営業者に第三者責任保険や出展作業員・展示品関連の保険に加入することを勧める。保険補償額は最低 500 万円である。

主催者・後援団体は、紛失・盗難・火災による損失や、いかなる性質の人身・物品に対する傷害に対し責任を負わない。出展者または如何なる他の出展者の原因により主催者が賠償請求を受けた場合、出展者は主催者に賠償しなけ

ればならない。主催者は、出展者やその代理・雇用人員及び資産物品の展示により直接または間接的に生じた紛失・破損・損傷に責任を負わない。主催者は、出展者が展示会に持ち込んだ展示品や展示会場設備・施設の損害・損失に対する賠償責任を負わない。このような状況では、損害・損失は展示会の開催前、開催中、開催後のいずれで発生したのか実質的に区別がない。出展者やその職員、代表者が、展示会場に駐車する自動車についても、本条項を同様に適用する。出展者自身は、自身・職員・代表者やその共同出展者及びその展示品・展示設備が他者個人または所有物に対して生じた損害について責任を負うものとする。

主催者は、出展品の国境を跨ぐ運送過程(輸送・中継・通関)における紛失・破損・遅延に対しては責任を負わない。各出展者は、十分な輸送保険に加入するものとする。

23 撮影、録画、模写

主催者から授権を受けて有効な通行証を持つ個人のみが、展示会場で撮影、模写、録画できる。いかなる状況でも、他社ブースの展示品を元に写真やその他の画像、映像を制作してはならない。この条項に違反した場合、主催者はその記録媒体の引渡しを要求でき、また法的に責任追及できる。通常の開放期間以外でのブース撮影や特別な照明が必要な際は、事前に主催者の同意を得るものとする。撮影には展示場の電気工により主回路を開く必要がある。撮影者が負担できない費用は、出展者が負担する。

主催者は、展示会における活動やブース、展示品を元にした写真、画像、映像を制作する権利を有し、また広告宣伝や一般メディア・出版物でそれらを使用する権利を有する。

24 出展者間の係争処理

出展者間で発生した展示品・展示品関連宣伝資料・知的財産権に関わるいかなる係争も、当事者間で解決するものとする。主催者は、これに如何なる責任も負わない。

25 知的財産権

出展者間で発生した展示品・展示品関連宣伝資料・知的財産権に関わるいかなる係争も、当事者間で解決するものとする。主催者は、これに如何なる責任も負わない。

26 口頭での取り決め

全ての口頭での取り決め、個人での取り決め、特殊な取り決めは、主催者の書面での確認を受けた後に効力が発生する。

27 使用規定

出展者は、必ず展示会場の設営・使用の規定を厳格に順守するものとする。出展者は展覧館内や屋外展示場で宿泊してはならない。出展者は他の出展者の権益に留意し、公

共政策に違反してはならず、イデオロギー、政治、その他の展示会と無関係な目的のために出展者の権利を濫用してはならない。

28 時効、免責期間

主催者に対し、契約関係やこれに関連して発生した請求権は全て6ヵ月後に失効する。時効期間は展示会が終了した月の最終日から計算する。請求書に関する申し立ては受領後14日間の免責期間内に書面で提出するものとする。これは第21条の規定と矛盾しない。

29 法律適用場所、適用する法律

法律適用場所は上海で、全ての支払い義務を含む。また中華人民共和国の法律のみ適用される。

30 管轄、仲裁規定

以下の条項は、中国国内で登記した出展者に適用される。

この出展契約が直接招いた、またはこの出展契約に関連する内容が招いた、またはこの出展契約の違反・終了・失効により起きた係争や要求がある場合、契約者双方は直ちに友好的に協議するものとする。友好的に解決できない場合、いずれの側も主催者の登記地を管轄する裁判所で出展者を提訴する権利を有する。

以下の条項は、登記地または主業務地が中国以外の出展者に適用される。

この出展契約が直接招いた、またはこの出展契約に関連する内容が招いた、またはこの出展契約の違反・終了・失効により起きた係争や要求がある場合、契約者双方は直ちに友好的に協議するものとする。友好的に解決できない場合、いずれの側も中国経済貿易仲裁委員会上海支部に持ち込み、仲裁手順に則り上海で仲裁を行う権利を有する。

31 情報保護

情報保護法に基づき、主催者は商業目的のため、出展者関連情報を処理・使用でき、上述の契約の関連規約を十分に履行するため、関連資料を第三者に提供できる権利を有する。

32 分離条項

出展規約または技術マニュアル内の条項が法律上無効または不完全であった場合、その他の条項または関連契約の有効性は影響を受けない。こうした状況では、契約者双方は、双方の経済的目的追求のため、失効した条項の変更や関連条項の補足を行う義務を負う。英文と中国語との規定に食い違いがある場合、まず英文の規定を適用するものとする。